

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年4月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年1月6日 10時30分ごろ
発生場所	沖縄県粟国村粟国島北西方沖 粟国島灯台から真方位323° 32.0海里付近 (概位 北緯27° 00.0′ 東経126° 51.5′)
インシデントの概要	漁船 <sup>さいみ</sup> 采巳丸は、漂流中、クラッチが <sup>かん</sup> 嵌合できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年1月7日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 采巳丸、11.57トン ON2-0942（漁船登録番号）、個人所有 第296-23105号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、主機を中立として漂流中、航行を始めようとしたが、クラッチが嵌合できなくなり、主機を停止した。 本船は、機関整備業者が点検した結果、クラッチの作動油が不足していた。
分析	本船は、クラッチの作動油が不足していたことから、作動油の圧力が低下し、クラッチが嵌合できなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、クラッチの作動油が不足していたため、作動油の圧力が低下し、クラッチが嵌合できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・クラッチの作動油量は、定期的に点検すること。